

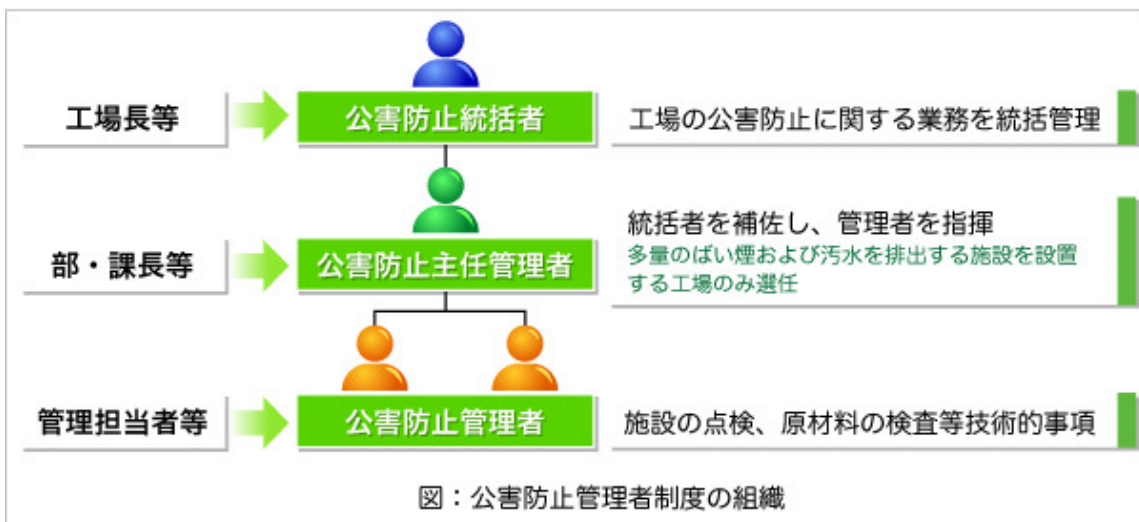
公害防止管理者制度

法律では特定事業者
に公害防止管理者の選任を
義務づけています。



公害防止管理者制度とは

公害防止に関して専門知識を有する人を工場に配置し、その工場内に公害防止組織の整備を図る制度です。工場の最高責任者である「公害防止統括者」、専門知識を有する技術管理者である「公害防止管理者」、統括者を補佐し管理者を指揮する「公害防止主任管理者」で体制を作り、従業員はその指示に従う義務が課せられています。



(A) 公害発生施設の区分	(B) (A)欄の施設において 選任すべき公害防止 管理者の種類	(C) (B)欄の公害防止管理者として 選任できる有資格者の種類
カドミウム・その化合物、塩素・塩化水素、ふっ素、ふつ化水素・ふつ化けい素、又は、鉛化合物を含むばい煙を発生する施設(大気関係有害物質発生施設)(注1)で、排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上の工場に設置されるもの。	大気関係第1種 公害防止管理者	大気関係第1種 有資格者
大気関係有害物質発生施設で、排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 未満の工場に設置されるもの。	大気関係第2種 公害防止管理者	大気関係第1・2種 有資格者
大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上の工場に設置されるもの。	大気関係第3種 公害防止管理者	大気関係第1・3種 有資格者
大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 未満の工場に設置されるもの。(注2)	大気関係第4種 公害防止管理者	大気関係第1～4種 有資格者
水質関係有害物質発生施設(注3)で、排出水量が1日当たり1万m ³ 以上の工場に設置されるもの。	水質関係第1種 公害防止管理者	水質関係第1種 有資格者
水質関係有害物質発生施設(注3)で、排出水量が1日当たり1万m ³ 未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されるもの。	水質関係第2種 公害防止管理者	水質関係第1・2種 有資格者
水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設(注4)で、排出水量が1日当たり1万m ³ 以上の工場に設置されるもの。	水質関係第3種 公害防止管理者	水質関係第1・3種 有資格者
水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が1日当たり1万m ³ 未満の工場に設置されるもの。(注4)	水質関係第4種 公害防止管理者	水質関係第1～4種 有資格者
機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る)、鍛造機(落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る)(注5) 液圧プレス(矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限る)、機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る)、鍛造機(落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る)(注6)	騒音・振動関係 公害防止管理者 (新資格)	騒音・振動関係有資格者 騒音関係有資格者(注9) 振動関係有資格者(注10)
特定粉じん(石綿)発生施設(注7)	特定粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1～4種 有資格者 特定粉じん関係有資格者
一般粉じん(石綿以外のもの)発生施設。(注8)	一般粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1～4種 有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者
排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上、かつ、排出水量が1日当たり1万m ³ 以上のばい煙発生施設及び汚水等排出施設を設置の工場。	公害防止 主任管理者	公害防止主任管理者有資格者 又は大気関係第1種若しくは第3種有資格者であつて、かつ水質関係第1種若しくは第3種有資格者である者

<p>(1) 焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの</p> <p>(2) 製鋼の用に供する電気炉(鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの</p> <p>(3) 垂鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの垂鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの</p> <p>(4) アルミニウム合金の製造{原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。}の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの</p> <p>(5) 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設</p> <p>(6) カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設</p> <p>(7) 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</p> <p>(8) 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ。ろ過施設 ロ。乾燥施設 ハ。廃ガス洗浄施設</p> <p>(9) 2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ。ろ過施設 ロ。廃ガス洗浄施設</p> <p>(10) アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</p> <p>(11) 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設</p> <p>(12) カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ。硫酸濃縮施設 ロ。シクロヘキサン分離施設 ハ。廃ガス洗浄施設</p> <p>(13) クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ。水洗施設 ロ。廃ガス洗浄施設</p>	<p>ダイオキシン類関係 公害防止管理者</p>	<p>ダイオキシン類関係 有資格者</p>
---	------------------------------	---------------------------

<p>(14) アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設</p> <p>(15) 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設</p> <p>(16) 8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b;3'・2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいては単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設</p>		
--	--	--

注 1. 大気汚染防止法施行令第 1 を参照のこと。

注 2. 大気関係有害物質発生施設が設置されていない工場で、排出ガス量が 1 時間当たり 1 万 m³未満のものは法の対象にならない。

注 3. 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第 1 を参照のこと。

注 4. 水質関係有害物質発生施設が設置されていない工場で、排出水量が 1 日当たり 1 千 m³未満のものは法の対象にならない。

注 5. 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内の工場に設置されているものに限る。

注 6. 振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内の工場に設置されているものに限る。

注 7. 大気汚染防止法施行令別表第 2 の 2 を参照のこと。

注 8. 大気汚染防止法施行令別表第 2 を参照のこと。

注 9. 平成 18 年度以降も騒音発生施設に選任される公害防止管理者としての資格を有します。

注 10. 平成 18 年度以降も振動発生施設に選任される公害防止管理者としての資格を有します。